

# 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した

## 共同利用機械等に係る課税標準の特例措置

対象税目：固定資産税（地方税）

① 措置を講じる  
背景・課題  
(政策目的)

○地域計画に基づく担い手の育成・確保、長期にわたる持続的な林業経営の実現、持続性のある水産業の成長産業化と漁村の活性化の実現を図るため、共同利用に供する機械等の活用により農林漁業者の過剰投資を避けつつ農林漁業経営の改善を図る。

当該措置の政策体系  
における位置づけ

≪大目標≫食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。  
≪中目標≫ I - 1 我が国の食料供給、II 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展、III 水産物の安定供給と水産業の健全な発展  
≪政策分野≫ I - 1 - ②食料自給力の確保、II - ②林業の持続的かつ健全な発展、III - ②水産業の成長産業化の実現

② 現行制度の概要

根拠条文：地方税法附則第15条第33項

創設年度：昭和49年度

適用期限：令和9年3月31日

事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有・】【事後：有・】

○株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫資金）又は農業近代化資金等の貸付けを受けて農業協同組合等が取得した共同利用に供する取得価額330万円以上の機械及び装置に係る固定資産税の課税標準について、固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り2分の1とするもの。

減収額

年度（令和）	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度（見込み）	8年度（見込み）	9年度（見込み）
金額（億円）	1.34	1.15	1.01	0.62	0.93	0.85	0.8

③ アクティビティ

○公庫資金等の貸付けを受けて農業協同組合等が農林漁業者の共同利用に供する機械等を取得する際の費用負担を軽減する本特例措置を講じる。

④ アウトプット

年度（令和）	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度（見込み）	8年度（見込み）	9年度（見込み）
件数	77件	79件	84件	91件	85件	87件	87件
適用額（億円）	1.34	1.15	1.01	0.62	0.93	0.85	0.8

（出所）日本政策金融公庫及び都道府県に対する貸付実績の聞き取り調査

# ○アウトカムに対する効果分析【農業関係】

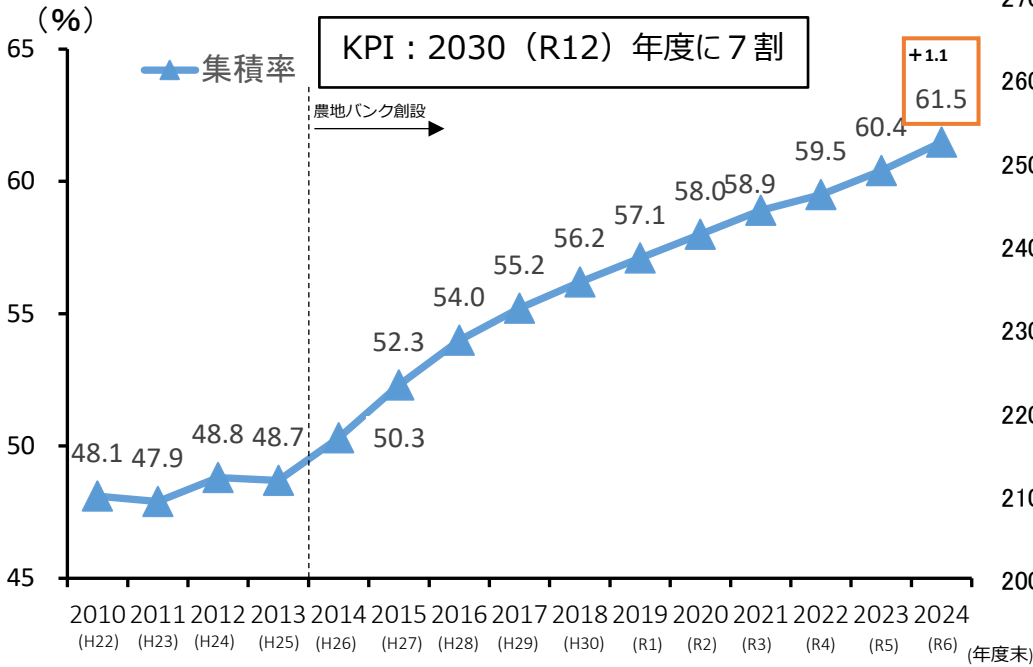
アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○ 農業協同組合等が本特例措置を活用し共同利用機械等を取得することにより、個々の農業者が機械等を取得することによる不要なコストを削減することで、農地集積や規模拡大を円滑に進める。
⑤ 短期アウトカム	○ 1. 担い手への農地集積・集約化を実現する 2. 主業経営体＋法人等団体経営体の経営規模拡大を実現する 指標：1. 担い手への農地集積率 2. 販売金額に占める主業経営体＋法人等団体経営体シェア 目標値：1. 令和12年度までに70% 2. 令和12年度までに90% 対象期間：令和7年～令和8年
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○ 本特例措置は、毎年の予算額に左右される補助事業に比べて、適用期限内であれば確実に適用できるため、複数年にわたって担い手が規模拡大に取り組むことができる。
⑥ 中期アウトカム	○ 1. 担い手への農地集積・集約化を実現する 2. 主業経営体＋法人等団体経営体の経営規模拡大を実現する 指標：1. 担い手への農地集積率 2. 販売金額に占める主業経営体＋法人等団体経営体シェア 目標値：1. 令和12年度までに70% 2. 令和12年度までに90% 対象期間：令和7年～令和10年
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○ 本特例措置は、毎年の予算額に左右される補助事業に比べて、適用期限内であれば確実に適用できるため、複数年にわたって担い手が規模拡大に取り組むことができる。
⑦ 長期アウトカム	○ 1. 担い手への農地集積・集約化を実現する 2. 主業経営体＋法人等団体経営体の経営規模拡大を実現する 指標：1. 担い手への農地集積率 2. 販売金額に占める主業経営体＋法人等団体経営体シェア 目標値：1. 令和12年度までに70% 2. 令和12年度までに90% 対象期間：令和7年～令和12年

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア（農地中間管理機構に関する調査（農林水産省））	長期アウトカム等指標や目標値に対する達成度に直結するデータであり、本特例措置の効果分析に不可欠であるため。
担い手への農地集積面積（ストック）（農地中間管理機構に関する調査（農林水産省））	長期アウトカム等指標や目標値に対する達成度を面積ベースで把握することが可能であり、本特例措置の効果分析に不可欠であるため。
農林業センサス（農林水産省）	政策評価、行政事業レビュー等の測定指標にも使用されているため。

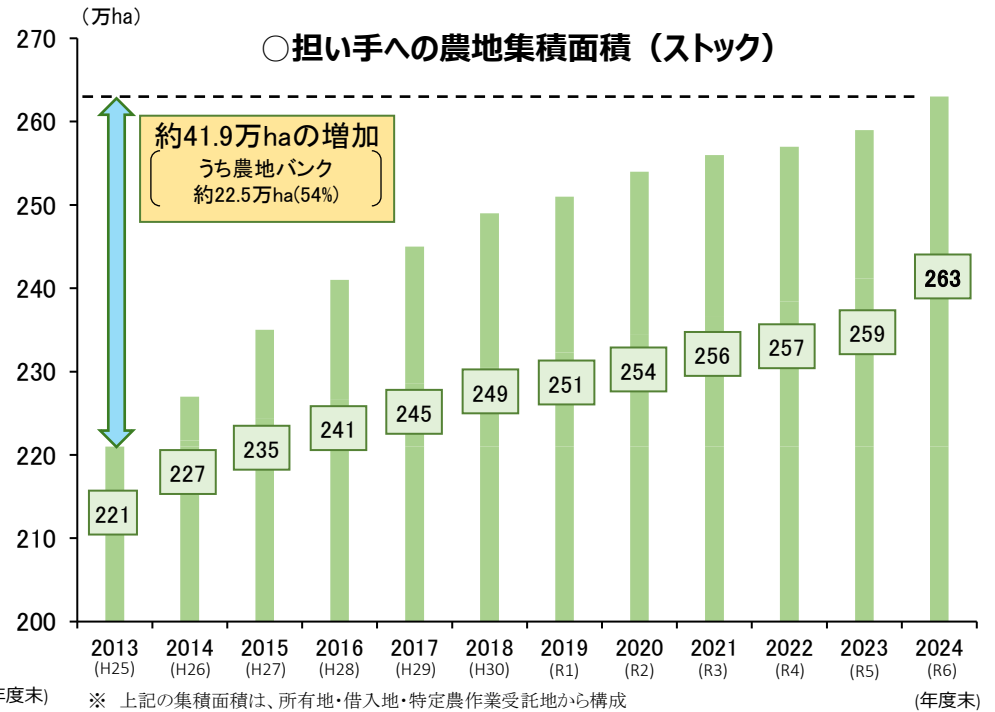
●分析手法：創設（改正）前後の時系列比較による傾向の分析  
 選定理由：アウトカムに対する本特例措置の効果を検証する上で重要なものであるため。

# 【農業関係】

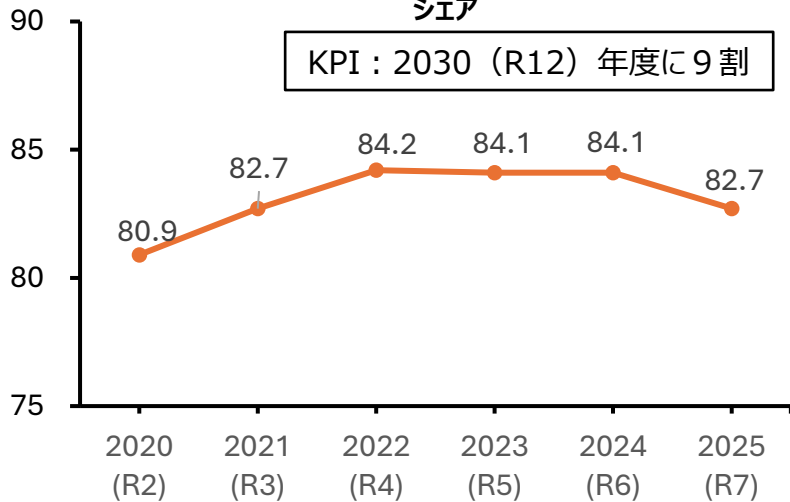
○全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア



○担い手への農地集積面積 (ストック)



○販売金額に占める主業経営体+法人等団体経営体  
シェア



# ○ 評価等【農業関係】

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○ 本特例措置の活用により、農業協同組合等が共同利用に供する機械等を取得することで、個人で取得することによる不要なコストの削減が図られ、担い手への農地集積率は毎年上昇しており、直近では60%台に到達している。また、販売金額に占める主業経営体＋法人等団体経営体シェアも近年80%台前半で推移している。	○ 本特例措置の活用により、毎年、担い手への農地集積・集約化が図られており、また、担い手の経営規模拡大・生産性向上についても、着実に実施されている。しかし、目標達成に向けて、より農地集積・集約化、担い手の経営規模拡大・生産性向上を加速させる必要がある。	○ 本特例措置の活用により、担い手への農地集積率は年々上昇、また主業経営体＋法人等団体経営体の経営規模拡大も促進されている。そのため、本特例措置は長期アウトカム（昨年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画のKPIである担い手への農地集積率70%、販売金額に占める主業経営体＋法人等団体経営体シェア90%）の達成に向けて寄与している。しかし、目標達成に向けて、より農地集積・集約化を加速させる必要がある。
② 達成できていない場合の要因	-	-	-
③ 政策効果等	○本特例措置は、農業協同組合等が本特例措置を活用し共同利用機械等を取得することにより、個々の農業者が機械等を取得することによる不要なコストを削減しつつ農業の担い手の規模拡大を進め、生産性向上を促進しているもの。多くの意欲ある農業者によって活用され、農地集積率の上昇、主業経営体＋法人等団体経営体の経営規模拡大に寄与していることから、政策手段として有効である。		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○本特例措置は、農業協同組合等が共同利用に供する機械等を取得した場合の3年間の負担軽減を図るものであり、予算措置の場合に比べ、利用者たる農業者及び設置者たる農業協同組合等の自主性と創意工夫を尊重した機械等の取得が行えるとともに、取得の時期や金額など機動的に対応できる。		
⑤ 見直しの方向性	○今後も担い手への農地の集積・集約化、担い手の経営規模拡大・生産性向上を進めていくためには、引き続き本特例措置を講じていく必要がある。		

主担当部局：農林水産省経営局金融調整課

共管担当部局：林野庁林政部企画課、水産庁漁政部水産経営課、内閣府沖縄振興局参事官（調査金融担当）

# ○アウトカムに対する効果分析【林業関係】

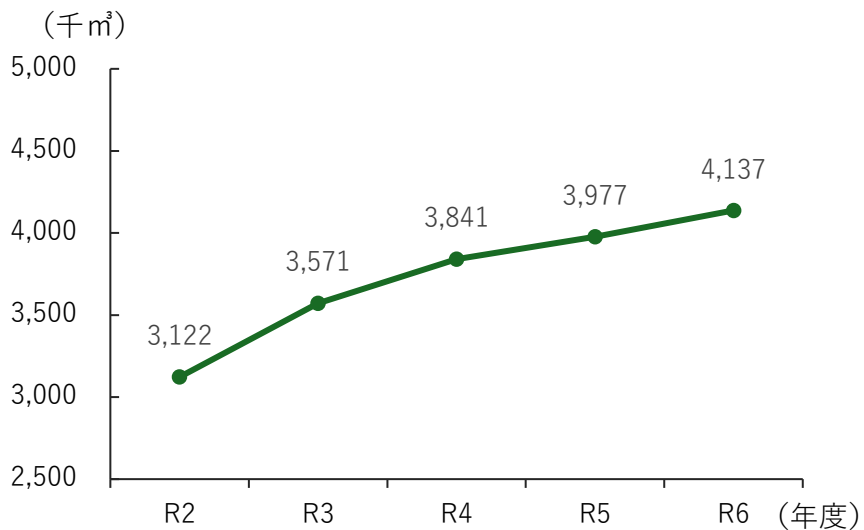
アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○地域林業の中核的担い手である森林組合等による機械等への投資が促進され、素材生産量の増加につながる。
⑤ 短期アウトカム	○共同利用機械等の活用による素材生産量の増加 指標：森林組合における素材生産量（主伐） 目標：前年度実績より増加 対象期間：毎年度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○森林組合等における素材生産量が増加することで、製材・合板工場等の国産の原木入荷量の増加につながる。
⑥ 中期アウトカム	○製材・合板工場等の国産の原木入荷量の増加 指標：製材・合板工場等の国産の原木入荷量 目標値：2,100万㎡ 対象期間：～令和12年
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○製材及び合板用材の国産の原木入荷量が増加することで、国産材供給量の増大につながる。
⑦ 長期アウトカム	○国産材供給量の増加 指標：国産材供給量 目標値：4,200万㎡ 対象期間：～令和17年

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
森林組合一斉調査（農林水産省）	森林組合における素材生産量のデータを得るのに必要なため。
木材需給表（農林水産省）	国産材消費量、木材供給量のデータを得るのに必要なため。

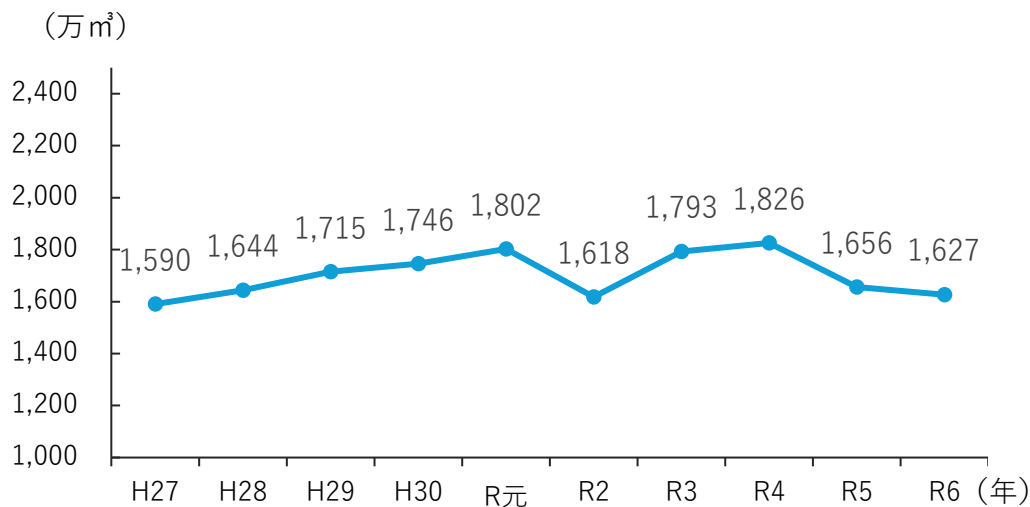
●分析手法：改正前後の時系列比較による傾向  
選定理由：租税特別措置等が適切に機能しているかを分析するのに適しているため。

# 【林業関係】

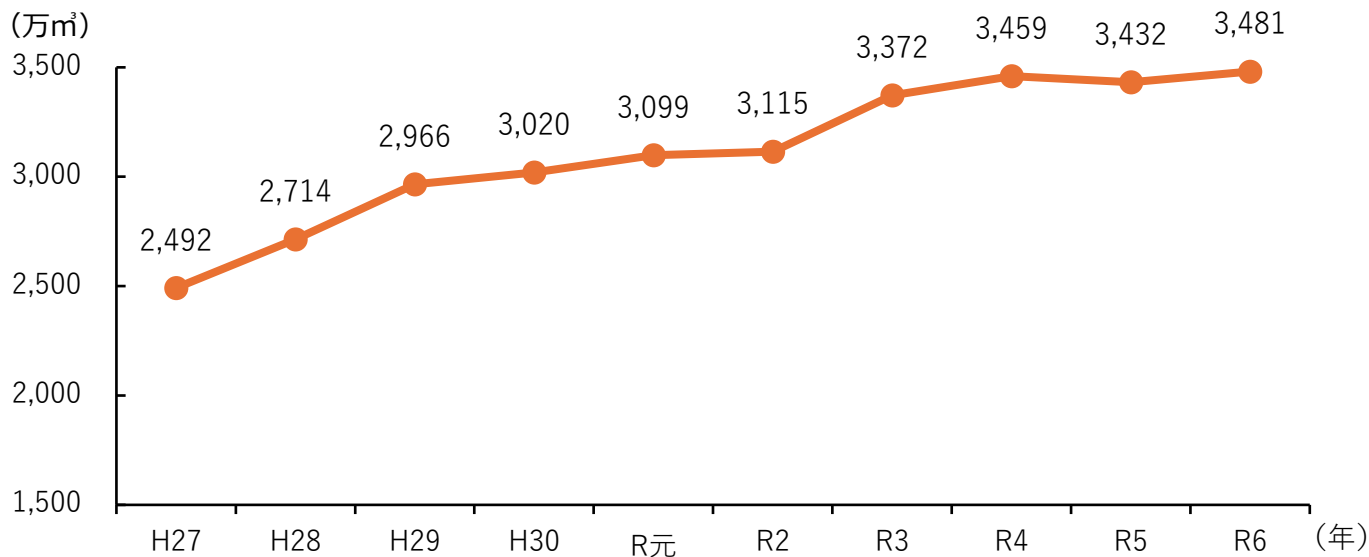
## ○ 森林組合における素材生産量（主伐）



## ○ 製材・合板工場等の国産の原木入荷量



## ○ 国産材供給量



# ○ 評価等【林業関係】

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○ 森林組合における素材生産量は増加傾向にあり、目標は達成している。	○ 製材・合板工場等の国産の原木入荷量は、中長期的にはほぼ横ばいで推移しており、令和6年は1,627万m <sup>3</sup> である。	○ 令和6年の国産材供給量は3,481万m <sup>3</sup> と増加傾向で推移。

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	—	○ 近年の住宅着工戸数の減少傾向に加え、各種資材価格や燃料・電力費、人件費の上昇が続いたことにより住宅需要がさらに減少したことが、現状で横ばいで推移している主な要因と考えられる。	—

③ 政策効果等	○地域林業の中核的担い手である森林組合等による機械等への投資が促進されたことで、森林組合における素材生産量の増加につながり、国産材供給量が増加しており、本特例措置の効果が発現していると考えられる。		
---------	--	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○本特例措置は、森林組合等が共同利用に供する機械等を取得した場合の3年間の負担軽減を図るものであり、予算措置の場合に比べ、利用者である森林組合等の自主性と創意工夫を尊重した機械等の取得が行えるとともに、取得の時期や金額など機動的に対応できる。		
---------------------------	---	--	--

⑤ 見直しの方向性	○短期アウトカムは達成されており、施策の効果は出ているが、国産材供給量（長期アウトカム指標）目標達成に向けて引き続き本特例措置を講じていく必要がある。		
-----------	---	--	--

主担当部局：農林水産省経営局金融調整課

共管担当部局：林野庁林政部企画課、水産庁漁政部水産経営課、内閣府沖縄振興局参事官（調査金融担当）

# ○アウトカムに対する効果分析【水産業関係】

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○漁業協同組合等が共同利用機械等を取得することにより、不要なコストが削減され、漁業者の所得が向上する。
⑤ 短期アウトカム	○漁業所得の向上 指標：漁業所得 目標値：目標※を達成した地区の割合が62% ※各年度の漁業者の所得向上目標（所得を5年間で10%向上） 対象期間：毎年
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○所得向上により、漁業者が加工機械等を整備することで水産物に付加価値（加工による調理の簡便化等）を付けて販売することが可能となり、国内水産物の消費量が増加する。
⑥ 中期アウトカム	○国民一人当たりの水産物消費量の向上 指標：国内消費仕向量（kg/人/年） 目標値：39.8kg/人/年 対象期間：令和14年まで
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○国内水産物の消費量が増加し、食料自給率が向上する。
⑦ 長期アウトカム	○食料自給率の向上 指標：食料自給率（食用魚介類） 目標値：94% 対象期間：令和14年まで

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
漁業経営統計調査（農林水産省）	漁業所得額を追跡するために必要
食料需給表（農林水産省）	国民一人当たりの水産物消費量、食料自給率（食用魚介類）の算出に必要

●分析手法：改正前後の時系列比較による傾向  
選定理由：租税特別措置等が適切に機能しているかを分析するのに適しているため。

## 【水産業関係】

### ○短期アウトカム：漁業所得（各年度の所得向上目標（5年間で10%向上）を達成した地区）

	R4	R5	R6
目標値	<u>62%</u>	<u>62%</u>	<u>62%</u>
実績値	46%	54%	52%

### ○中期アウトカム：国内消費仕向量（食用魚介類）

	R4	R5	R6
目標値	<u>43.5kg/人/年</u>	<u>43.1kg/人/年</u>	<u>42.8kg/人/年</u>
実績値	40.2kg/人/年	40.0kg/人/年	39.8kg/人/年

### ○長期アウトカム：食料自給率（食用魚介類）

	R4	R5	R6	R14 (目標値)
基準値	56%	60%	64%	<u>94%</u>
実績値	56%	54%	52%	—

# ○評価等【水産業関係】

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○浜の活力再生プランについて、各地域の収入向上とコスト削減の具体的な対策の実施により漁業者の所得を5年間で10%以上向上させることを目指すこととしており、当該プランの実践により各年度の所得向上目標を達成した地区の割合を目標として設定。令和6年度で52%。	○国内消費仕向量（食用魚介類）については、令和6年度で39.8kg/人/年となっており、目標（42.8kg/人/年）を下回っている。	○食用魚介類の自給率（食用魚介類）については、令和6年度で52%となっており、令和14年度の目標値94%の達成に向けては、年間4%程度自給率を向上させていく必要があるところ、逆に令和4年度の56%から減少するという結果になっている。

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	○漁業者1人当たりの漁獲量に変更はないことから、コロナ禍の影響が残っていることや、資材高騰等による生産コストの増加が、所得の向上を阻害した要因と思われる。	○漁業者の減少により全体の生産量が減少していることが主な要因と考えられる。本特例措置を活用した共同利用機械等の整備を促進し、生産コストの削減による漁業経営の改善が必要である。	○漁業者の減少により全体の生産量が減少していることが主な要因と考えられる。本特例措置を活用した共同利用機械等の整備を促進し、生産コストの削減による漁業経営の改善が必要である。

③ 政策効果等	○本特例措置により、漁業協同組合等の共同利用に供する機械等の整備が図られ、漁業者等のコスト削減と、それによる漁業所得の向上が期待される。		
---------	--	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○本特例措置は、漁業協同組合等が共同利用に供する機械等を取得した場合の3年間の負担軽減を図るものであり、特定性が求められる予算措置等に比べ、利用者である漁業者や設置者である漁業協同組合等の自主性と創意工夫を尊重した機械等の取得が行えるとともに、取得の時期や金額など機動的に対応できる。		
---------------------------	--	--	--

⑤ 見直しの方向性	短期、中期、長期アウトカムが達成できていない状態であり、これらの目標達成のためにも引き続き本特例措置を講じていく必要がある。		
-----------	--	--	--

主担当部局：農林水産省経営局金融調整課

共管担当部局：林野庁林政部企画課、水産庁漁政部水産経営課、内閣府沖縄振興局参事官（調査金融担当）